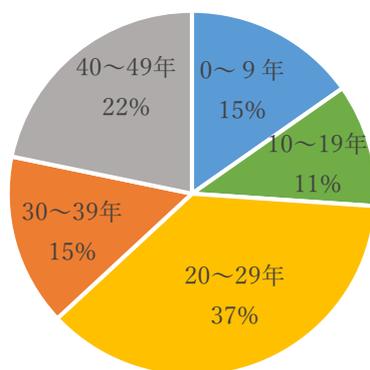
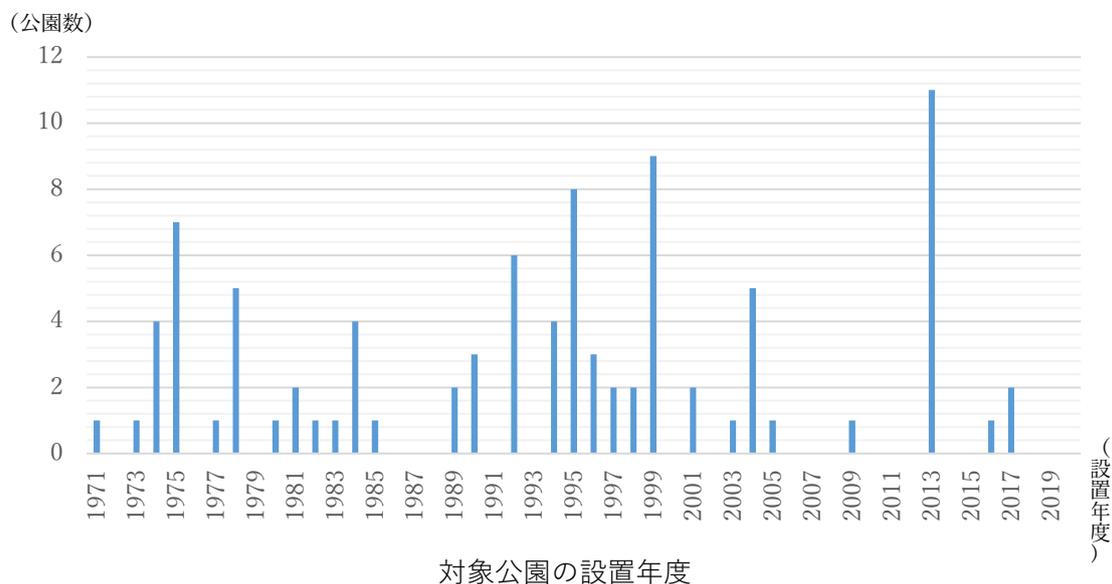


久喜市公園施設長寿命化計画 (概要版)

久喜市建設部

公園施設長寿命化計画の目的

今回の計画で対象とする市内 92 箇所の都市公園の 7 割弱は、設置から 20 年以上が経過して老朽化が進行しています。これまでは、ある程度老朽化してから修繕や更新を実施する『事後保全型』の管理を行ってきました。しかし、今後は老朽化が進行する前の段階から手入れを行い、できるだけ長持ちさせる『予防保全型』の対策を実施するために、公園施設長寿命化計画を策定しました。これにより、維持管理費の削減を図るとともに、施設を健全な状態で保つことで安心して市民の皆さまに利用いただける公園を目指します。



公園年齢の割合 (2020 年度時点)

対象公園

市内の 92 箇所の公園・緑地を公園施設長寿命化計画の対象としました。



総合体育館



青葉公園



清久公園



しらさぎ公園



南栗橋近隣公園



沼井公園

対象公園施設

予防保全型の管理を実施する対象施設として、予防保全型の管理を実施することで維持管理費の削減を図ることができる施設を選定しました。

予防保全型管理の対象施設

建築物、橋梁、遊具、休憩所、トイレ、照明灯、時計、転落防止柵、水景施設など



橋梁



遊具



休憩所



トイレ



照明灯



時計

公園施設の点検

今回の計画策定に当たり、事前に対象となる公園施設を点検しました。



体育館 屋根の劣化



管理棟 壁のクラック



照明灯 柱の錆



休憩所 梁の腐朽



滑り台 塗装剥離



ブランコ 座面の腐朽

維持管理に関する基本方針

日常的にパトロールを実施し、施設の異常や損傷箇所の発見を行い、維持管理に努めています。

また、遊具は毎年、その他公園施設は5年に1度、国が定めた点検要領に基づき、定期的に点検を行い、施設の状態を診断し、維持管理を行うことにより、市民の皆さまが安全に公園を利用できるよう努力してまいります。

公園施設の長寿命化のための基本方針

長寿命化計画において、公園施設の長寿命化を図るための基本方針として、下記のように方針を設定しました。

- ・点検で明らかになった各施設の劣化状況に加えて、施設の利用頻度や公園規模、指定緊急避難場所の指定状況などを踏まえて、優先度の高い施設から維持管理事業を実施します。
- ・予防保全型の管理では、健全度「B」以上を維持することを目標とします。
- ・事後保全型の管理では、健全度「D」相当まで劣化・損傷した段階で更新を行います。

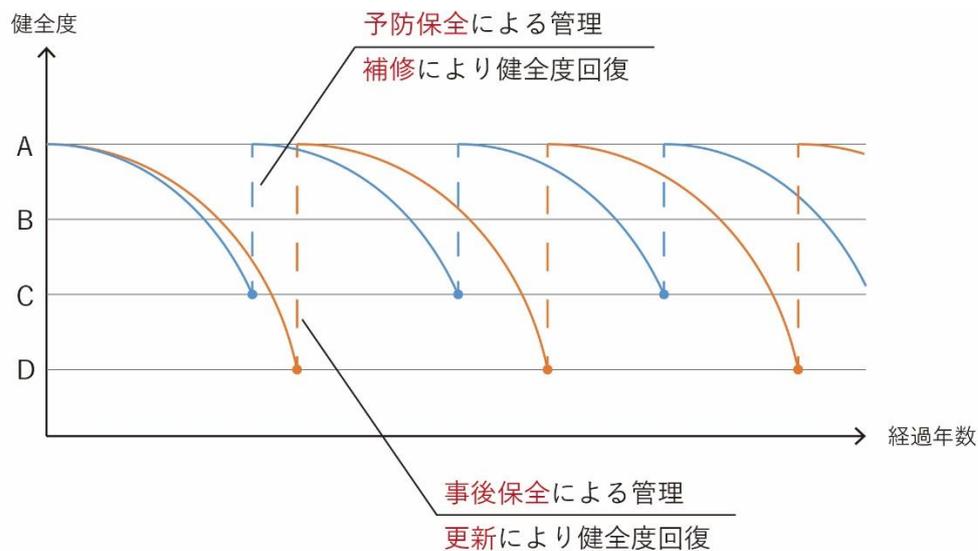
健全度判定の評価基準

健全度	評価基準
A	<ul style="list-style-type: none">・全体的に健全である。・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	<ul style="list-style-type: none">・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。・緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的に観察が必要なもの。
C	<ul style="list-style-type: none">・全体的に劣化が進行している。・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	<ul style="list-style-type: none">・全体的に顕著な劣化である。・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要なもの。

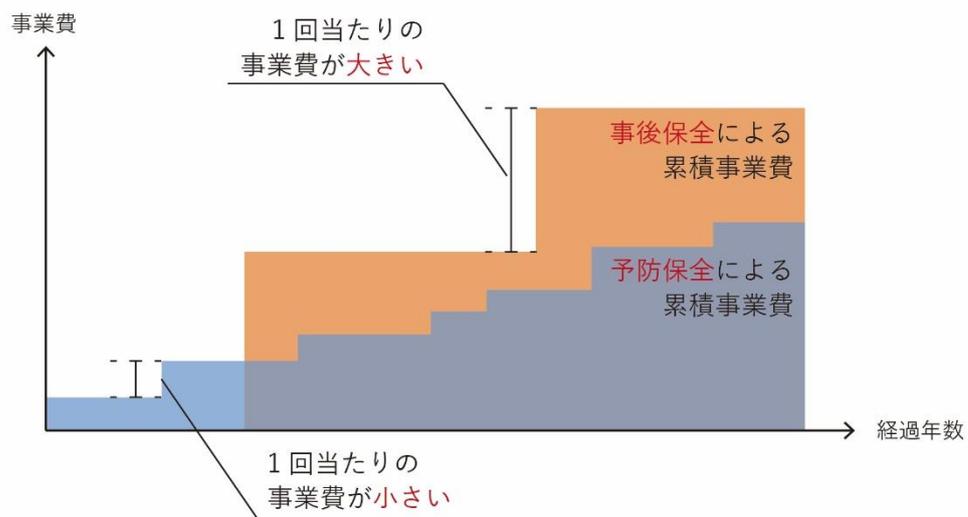
長寿命化計画による効果

長寿命化計画に従い、重大な劣化が発生する前に対策を実施することで、市民の皆さまが安心安全に公園を利用していただくことが可能となります。

また、今後10年間において、維持管理を行った場合の費用を『事後保全型』と『予防保全型』の管理方法ごとに予測を行いました。その結果、『予防保全型』による維持管理を行うことで、約1%の維持管理コスト削減が期待できる結果となりました。



予防保全と事後保全の管理による対策時期のイメージ



予防保全と事後保全の管理による事業費のイメージ

今後の取り組み

今後も定期的に点検及び維持管理事業を実施し、かつ継続的に策定内容を確認し、随時見直し及び計画策定を行うというように PDCA サイクルを活用することで、公園施設の維持管理、長寿命化に向けて努力していきます。

